

入札説明書

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 件名

「保育所・幼稚園における原子力災害備蓄事業」に係る物資（粉ミルク）の購入

イ 品目及び数量

- | | |
|-------------------|-----------|
| ① 育児用粉ミルク ほほえみ | 396 缶（明治） |
| ② 育児用粉ミルク ミルフィーHP | 194 缶（明治） |

(2) 入札案件の仕様等

別添「保育所・幼稚園における原子力災害備蓄事業仕様書」のとおり

(3) 納入期限

令和8年1月30日（金）

(4) 納入場所

松江市、出雲市、安来市、雲南市の幼稚園及び保育所（194施設）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「11 警察・消防用品」、小分類「(2) 消防保安用品」）に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (8) この入札に関し、提出書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

3 入札参加資格確認に係る提出書類

(1) 入札参加資格確認申請書

入札参加資格確認申請書に次の書類を添付し提出して、資格確認を受けること。

なお、当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

また、提出された書類に不備があり、補正することを求められた場合は、これに応じなければならない。

- ①誓約書
- ②委任状（入札に代理人を定める場合。入札前に入札会場での提出も可）
- ③2の（7）を満たしていることを証明する書類（写）

(2) 提出方法

- ①申請書、添付書類の提出部数は、1部とする。
- ②提出期限までに持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）により提出する。
- ③資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。
- ④提出された書類は、返却しない。
- ⑤提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

(3) 提出期限及び提出先

提出期限：令和7年10月3日（金）午後5時まで

提出先：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課

4 入札保証金

- (1) 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札参加者が入札書に記載する金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の入札保証金を入札書提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか、国債、地方債その他の担保の提出をもって代えることができる。
- (3) 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付する。
- (4) 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

5 入札、開札の方法等

(1) 日時

令和7年10月10日（金）午前10時00分

(2) 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁 本庁舎屋上階701会議室

(3) 入札方法等

- ①入札は書面により直接行うものとし、郵便、電報、ファクシミリ、電話等による入札は認めない。
- ②入札者（入札権限等を委任された代理人を含む。以下同じ）は、封印された入札書を入札箱に投函しなければならない。
- ③入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もること。
- ④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除

いた金額を入札書に記載すること。

⑤入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

⑥入札者は、入札時刻後においては入札会場に入場することはできない。

⑦入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することはできない。

⑧入札者は、入札参加者名および入札金額について、後日公表対象となる。

(4) 開札の方法

①開札は、入札者及び島根県防災部原子力安全対策課職員を立ち合わせて行う。

②開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格での応札がない場合は、当該開札の終了後、直ちに再度入札を行う。

(5) 再度入札

①再度入札は、2回まで行うものとする。(合計3回)

②入札参加者のうち、再度入札に参加しない者は、入札の場所を退場しなければならない。

③入札参加者が1人となったときは、入札を行わない。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、再度入札の入札参加者が1人となったとき、または再度入札を行った場合でも落札者がいない場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格入札者と随意契約を行うことができるものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

(7) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(8) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行前にあつては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(9) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適性を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

(10) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部原子力安全対策課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 契約

(1) 契約条項

①別添契約書(案)のとおりとする。

②前金払い、部分払いは行わない。

(2) 契約書の作成

①落札者が決定したときは、島根県会計規則第 64 条の 3 第 1 項の規定により、14 日以内に契約を締結するものとする。

②地方自治法施行令第 234 条第 5 項の規定により知事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 契約保証金

①島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により、上記 (3) の契約先所属に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

②契約保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定を準用する。

③契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。

ア納付場所 出納局審査指導課第 1 係

イ納付時期 落札の日から 14 日以内

④契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付します。

7 質問等

(1) 入札説明書及び仕様書に関して質問がある場合は、書面により令和 7 年 9 月 30 日 (火) 午後 3 時まで提出 (郵送・FAX・メール可) するものとする。

(2) 回答については、随時行う。

(書面による提出先)

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県防災部原子力安全対策課 原子力安全広報係

T E L : 0852-22-5698 F A X : 0852-22-5600

8 入札説明書添付書類

入札参加資格確認申請書	別紙様式 1
誓約書	別紙様式 2
入札書	別紙様式 3 の 1
入札書 (代理人により入札する場合)	別紙様式 3 の 2
委任状	別紙様式 4
入札説明書及び入札仕様書に対する質疑票	別紙様式 5
入札辞退届	別紙様式 6
入札書に関する注意事項	
入札保証金の取扱いについて	
入札保証金の免除に関する誓約書	
契約保証金の免除に関する誓約書	
契約書 (案)	

仕様書	
-----	--